

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平 木 博 貴

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

- 1 競争入札に付する事項
(1) 件 名 : シュレッダーくずほか5件
(2) 引渡場所 : 陸上自衛隊山口駐屯地
(3) 搬出(引渡)期限 : 代金納付の日から5日以内
(4) 履行期間 : 令和7年4月1日～令和8年3月31日
(5) 売払物品・数量 : 入札書のとおり
- 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) **令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受」D等級以上格付けされ中国地域の競争参加資格を有する者。また令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受」で中国地域の資格を申請しており、入札時に申請の旨を証明できる者であること。**
(4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
(5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
(6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
(7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
(8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- 3 契約条項
適用する契約条項は、駐屯地用標準契約書の不用物品売払契約条項、談合等の不正防止に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。
- 4 契約条項等を示す場所
入札資料等は、下記に示す期間、第322会計隊契約班窓口において配布する。
令和7年1月31日(金)～令和7年2月14日(金)(0815～1700 但し土曜日曜日を除く)
- 5 入札日時及び場所
(1) 場 所 : **陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 入札室**
(2) 日 時 : **令和7年2月17日(月) 10時30分**
- 6 保証金等に関する事項
(1) 入札保証金 : 免除
(2) 契約保証金 : 免除
(3) 違 約 金 : 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
- 7 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載してください。
- 8 入札の無効
(1) FAXによる入札
(2) 第2項で示し競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
(3) 入札に関する条項に違反した入札
(4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
(5) 入札権限のない者の入札(要委任状)
- 9 契約書の作成
契約書の細部については、落札決定後落札者に説明する。
- 10 落札の決定方式
総額決定(消費税抜き)
総額が予定価格以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とし、
なお、落札となるべき同値の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- 11 売払代金の納付期限
物品を引取(引渡)時まで納付することとし、その時期は確定発注書において示す。
- 12 所有権移転の時期
当該物件の引渡し完了したとき。
- 13 物件の引渡し完了の時期
代金を納付した日から原則として5日以内。
但し、物品管理官が別に期日を定める場合はその日までとする。
- 14 その他
(1) 郵便による入札については、**令和7年2月17日(月)の09時00分**到着分までを有効とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第322会計隊契約班まで行うとともに到着の確認を必ず願います。
また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
(2) 電報・電話等による入札は認めません。
(3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
(4) 入札に参加する者は、**令和7年2月12日(水)までに資格決定通知書の写しを提出してください。(FAX可)**
(5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
(6) 市価調査等依頼の場合はご協力をお願いします。
(7) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班窓口にて閲覧してください。
(8) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
ア 入札に関する事項
〒753-8503 山口県山口市上宇野 784
陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊 契約班 担当: 長井
083-922-2281 内線(343) FAX083-922-2283 (直通)
イ 売払物品等に関する事項
陸上自衛隊山口駐屯地業務隊 補給科 担当: 伊藤 083-922-2281 内線(263)

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地 第322会計隊、
陸上自衛隊海田市駐屯地 第350会計隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

入 札 書

分任契約担当官
陸上自衛隊山口駐屯地
第3.2.2会計隊長 平木 博貴 殿

¥ (税抜)

1. 引渡期限 代金納付の日から5日以内
2. 引渡場所 陸上自衛隊山口駐屯地
3. 当社(個人事業者含む)は、暴力団排除に関し入札心得に定める事項について誓約します。

「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札します。
令和7年2月17日

住所・名称・代表者名

品 名	規 格	単位	予 定 数 量	単 価	金 額 (税 抜 価 格)	備 考
シュレッダーくず	仕様書のとおり	kg	11,000			
新聞、雑誌	仕様書のとおり	kg	5,500			
ダンボール	仕様書のとおり	kg	13,400			
ペットボトル	仕様書のとおり	kg	1,250			
アルミ缶	仕様書のとおり	kg	540			
スチーム缶	仕様書のとおり	kg	540			
	以下余白					
				合 計		

*なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印をお願いします。

市場価格調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長 平木 博貴 殿

¥ (税抜)

1. 引渡期限
- 代金納付の日から5日以内
2. 引渡場所
- 陸上自衛隊山口駐屯地
3. 提出期限
- 令和7年2月12日（水） 1200 （FAXでの提出可）
- ご協力よろしくお願いします。

住所・名称・代表者名

品 名	規 格	単位	予 定 数 量	単 価	金 額 (税 抜 価 格)	備 考
シュレッダーくず	仕様書のとおり	kg	11,000			
新聞、雑誌	仕様書のとおり	kg	5,500			
ダンボール	仕様書のとおり	kg	13,400			
ペットボトル	仕様書のとおり	kg	1,250			
アルミ缶	仕様書のとおり	kg	540			
スチーム缶	仕様書のとおり	kg	540			
	以下余白					
				合 計		

* なつ印は鮮明に、訂正箇所には代表者印をお願いします。

仕 様 書

件 名	シュレッダーくず ほか5件
作成年月日	令和7年1月16日
作成部隊名	山口駐屯地業務隊

1 適用範囲

本仕様書は、山口駐屯地において発生する再生資源の売払いについて規定する。

2 履行期間

契約日～令和8年3月31日

3 引渡場所

山口県山口市上宇野令784 山口駐屯地

4 発生予定数量

品 名	回収基準	年間予定数量
シュレッダーくず	月2回	約11000kg
新聞、雑誌	月2回	約5500kg
ダンボール	月2回	約13400kg
ペットボトル	月2回	約1250kg
アルミ缶	月2回	約540kg
スチール缶	月2回	約540kg

5 処理要領

- (1) 回収は月に2回を基準とし、多量に発生した場合には官側の求めに応じ回収するものとする。
- (2) 回収日については、別途係官と調整するものとする。
- (3) 車両積載時に資源物が散乱した場合には確実に清掃及び後片付けを実施するものとする。

6 その他

- (1) 作業にあたり建物等に破損等が生じた場合、受注者側の責任において元の状態に復旧するものとする。
- (2) 作業実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に連絡をしてその指示を受けるものとする。
- (3) 売り払い数量の確認においては回収業者が計量し係官が確認を実施する。
- (4) この仕様書について疑義が生じた場合、官側と調整してその指示に従うこと。